

(件名) 鹿児島県における分煙環境整備に関する陳情書(3項)

(陳情の要旨)

国内のたばこを取り巻く環境は、複数年に亘るたばこ税の増税、改正健康増進法全面施行など、喫煙規制強化の動きが益々拡大し、非常に厳しい状況です。

県内の葉たばこ耕作状況は、農家数196戸、耕作面積404ha、販売高約19.7億円で、各農家は、前述の厳しい状況下でも、たばこ耕作に自らの農業経営を託し、葉たばこの品質向上や収穫安定化への取り組みを怠らず、より良い国産葉たばこ生産のために不断の努力を続けております。

零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店は、たばこの販売を通じ地方財政収入の安定的確保及び地域社会の発展に貢献していると自負しておりますが、近年の度重なる増税や一律・過度な規制は、経営を直撃し、廃業の危機に陥るなど、まさに死活問題となっている所です。

飲食業、宿泊業等の事業者は、改正健康増進法全面施行に伴い、原則屋内禁煙とする措置に伴う店舗改装や標識の掲出等の対応等、短期間に相応の負担を強いられます。

一方、たばこは、たばこ事業法に規定された合法的嗜好品であり、平成30年度の鹿児島県の地方たばこ税は、県税約17.5億円、市町村税約107.1億円と、一般財源として大きく貢献しています。

改正健康増進法の目的である「望まない受動喫煙を防止する」の観点からも、たばこを吸う人と吸わない人が共存するための分煙環境の整備は、望まない受動喫煙の防止、継続的安定税収の確保に資するものと考えます。

また、公共喫煙場所の充実は、ポイ捨て・歩きたばこの減少、行政や商店街等が取り組む環境美化の推進に期待が出来ます。

そして、喫煙室(場所)設置や排気設備の更新が進まない飲食店等の事業者支援は、健康増進法遵守の徹底や、無用なトラブルの減少につながります。

令和2年度税制改正大綱では、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされ、令和2年1月23日総務省自治税務局発信の事務連絡では、「改正健康増進法を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙設備の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税の活用を検討していただきたいこと」とあります。

財政物資としてのたばこは、国・地方の一般財源として一定の役割を果たしているところであり、公共場所での受動喫煙を無くするためにも、地方たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっています。

以上の趣旨に基づき、下記事項について陳情します。

記

- 1, 県は、既に本庁舎等で改正健康増進法の趣旨を踏まえた分煙環境の整備を実施して頂いているが、未だ整備されていない若しくは新たに建設する公共施設等（行政庁舎や他関連施設）においても、望まない受動喫煙の防止を図るため、必要に応じ分煙環境の整備を進めること。
- 2, 県は、各市町村に対し、公共施設における分煙環境の整備や県民が集散する駅前等を対象に、分煙環境整備を推進する旨の発信を行うこと。
- 3, 県は、改正健康増進法の規制対象となる飲食店等の事業者に対し、国が取り組む助成制度で賄えない費用に対する財政的支援や技術的支援を検討すること。
- 4, 鹿児島県議会は、国に対し、地方自治体が取り組む分煙環境の整備と維持に向け、地方たばこ税を活用出来る仕組みの構築を要請すること。